

神戸市外郭団体への補助金返還請求訴訟に係る大阪高裁判決（平成 21 年 1 月 20 日）を踏まえた今後の対応について（案）

判 決 内 容	府の現状																
<p>（要旨） 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）では、派遣職員の給与は派遣先が支給するが、例外的に派遣元（地方公共団体）が支給できることとなっている。 今回の判決では、派遣元である神戸市が派遣職員の給与相当分として 3 団体に支給した補助金を、実質的に派遣法 6 条が禁止する給与支給に当たると評価し、派遣法違反と判決した。神戸市は 2 月 3 日(火)に上告。</p> <p>（内容） 控訴人(神戸市長)は矢田立郎(市長)に対し、2 億 5379 万円及び利息の支払いを請求せよ。 控訴人(市長)は 3 団体に対し、2 億 5379 万円の支払いを請求せよ。</p> <table border="1" data-bbox="240 415 1495 1058"> <thead> <tr> <th>争 点</th> <th>高 裁 判 決</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣の適法性</td> <td>派遣自体は適法</td> </tr> <tr> <td>派遣法と地自法 232 条の 2 との関係</td> <td>派遣法が派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた同法が無意義に帰するため、許されない。</td> </tr> <tr> <td>補助金の公益上の必要性</td> <td>派遣法 6 条 1 項の禁止に抵触し、補助金での給与支給は違法。(3 団体とも違法)</td> </tr> <tr> <td>本件補助金支出の違法性</td> <td>派遣法 6 条 2 項の給与支給業務と文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分が本件支出であり、神戸市が給与を支給したものと評価され、派遣法 6 条 1 項に抵触し、違法。</td> </tr> <tr> <td>本件交付決定等について</td> <td>本件支出の交付決定等の時点で派遣職員の人件費相当額に充てられることが当然に予定されており、派遣法 6 条 1 項に違反する財務会計上の行為として、違法。</td> </tr> <tr> <td>市長の過失</td> <td>交付決定等について神戸市の職員に専断させていたとしても、市長は指揮監督上の義務に反し、少なくとも過失がある。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負う。)</td> </tr> <tr> <td>各団体の不当利得</td> <td>補助金は違法であることから、その受領は不当利得に該当するが、派遣協定に基づいて団体が給与を支給したということに鑑みれば悪意であったとまでは認められない。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負わない。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>派遣協定書の「従事可能業務」と派遣法 6 条 2 項の「給与支給可能業務」が不一致 《神戸市の協定書における派遣職員の従事可能業務》 事務又は事業と密接な関係が有すると認められる業務又は内部管理的な業務等</p>	争 点	高 裁 判 決	派遣の適法性	派遣自体は適法	派遣法と地自法 232 条の 2 との関係	派遣法が派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた同法が無意義に帰するため、許されない。	補助金の公益上の必要性	派遣法 6 条 1 項の禁止に抵触し、補助金での給与支給は違法。(3 団体とも違法)	本件補助金支出の違法性	派遣法 6 条 2 項の給与支給業務と文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分が本件支出であり、神戸市が給与を支給したものと評価され、派遣法 6 条 1 項に抵触し、違法。	本件交付決定等について	本件支出の交付決定等の時点で派遣職員の人件費相当額に充てられることが当然に予定されており、派遣法 6 条 1 項に違反する財務会計上の行為として、違法。	市長の過失	交付決定等について神戸市の職員に専断させていたとしても、市長は指揮監督上の義務に反し、少なくとも過失がある。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負う。)	各団体の不当利得	補助金は違法であることから、その受領は不当利得に該当するが、派遣協定に基づいて団体が給与を支給したということに鑑みれば悪意であったとまでは認められない。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負わない。)	<p>本府では平成 13 年度、派遣法にあわせ、派遣条例を制定。 公益的法人については、必要に応じて委託及び補助金等で派遣職員の人件費相当分を措置。</p> <p>派遣団体 66 団体 派遣職員数 492 名（住宅供給公社 83 名、土地開発公社 59 名等） H21 年度当初見込（株式会社・大学を除く） 派遣職員の人件費 給与は全て団体に支給（34 団体へは補助金・委託料などで給与補填） 人件費総額 H20 約 40 億円 H21 約 31 億円</p>
争 点	高 裁 判 決																
派遣の適法性	派遣自体は適法																
派遣法と地自法 232 条の 2 との関係	派遣法が派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた同法が無意義に帰するため、許されない。																
補助金の公益上の必要性	派遣法 6 条 1 項の禁止に抵触し、補助金での給与支給は違法。(3 団体とも違法)																
本件補助金支出の違法性	派遣法 6 条 2 項の給与支給業務と文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分が本件支出であり、神戸市が給与を支給したものと評価され、派遣法 6 条 1 項に抵触し、違法。																
本件交付決定等について	本件支出の交付決定等の時点で派遣職員の人件費相当額に充てられることが当然に予定されており、派遣法 6 条 1 項に違反する財務会計上の行為として、違法。																
市長の過失	交付決定等について神戸市の職員に専断させていたとしても、市長は指揮監督上の義務に反し、少なくとも過失がある。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負う。)																
各団体の不当利得	補助金は違法であることから、その受領は不当利得に該当するが、派遣協定に基づいて団体が給与を支給したということに鑑みれば悪意であったとまでは認められない。(各年 5 分の法定利息を支払う義務は負わない。)																
<p align="center">関 係 法 令 等</p>	<p align="center">課 題</p>																
<p>（補助金の交付） 地方自治法第 232 条の 2 では、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、長及び議会が個々の事例に則して認定するが、全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であることが認められなければならない。</p> <p>（職員派遣） 派遣法第 2 条では、「その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの」との間で取決めに基づき、当該公益的法人の業務に役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができることとしている。</p> <p>（派遣職員の給与） 派遣法第 6 条において「（地方公共団体は、）派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。」とされているが、以下の場合には例外的に支給できる。 《派遣法第 6 条第 2 項に定める給与支給可能業務》 「地方公共団体の委託を受けて行う業務」 「地方公共団体と共同して行う業務」 「地方公共団体の事務若しくは事業を補完し、又は支援すると認められる業務」 ~ のいずれかの業務が派遣先の主たる業務である場合 } であって、その実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの。</p> <p>《業務例》 地方公共団体の委託を受けて行う公共施設の管理運営業務等 地方公共団体と派遣先団体が共同で行うことが事業計画、契約等により位置づけられている調査研究事業等 地方三公社等の業務等、地方公共団体の業務を補完する業務 地方公共団体の事務又は事業に資する情報の収集・提供を行う業務等</p> <p>（府が支給できる給与の範囲） 条例により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当のみ府から支給することができる（勤勉手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当等は団体の負担となる）。</p>	<p>高裁判決を踏まえ、派遣法及び派遣条例の趣旨に沿った対応が必要である。 今回の高裁判決に基づき、補助金を交付せず、条例の例外規定により派遣職員の給与を府が直接支給することとなっても、現行の府派遣条例では、勤勉手当、時間外勤務手当などの手当については、法人が負担するので、事実上、事業実施が困難になる団体が発生する可能性がある。</p> <p>（予想される影響） 派遣職員の引揚げた場合、法人としての運営に支障が生じ、府の施策の実施が困難となる可能性がある。</p>																
<p align="center">対 応</p>	<p>判決は確定していないが、高裁判決を踏まえ、平成 21 年度より、補助金等での派遣職員の人件費負担をとりやめることが妥当。 府の施策の円滑な実施のため、人件費負担を行っている団体のうち、派遣法 6 条 2 項により給与支給可能な団体については、府が直接派遣職員の給与を支給する。 手当の支給がなければ団体の事業が困難となり、ひいては府の施策実施が困難となることから、勤勉手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当等については、府が直接支給できるよう条例改正を検討する。 給与の支給にあたっては、派遣法 6 条 2 項を厳格に適用し、個別団体毎に精査する。結果として、派遣職員の引揚げが生じることもある。 支給する給与の範囲については、委託業務等の内容を個別に精査する。 派遣協定の内容について、個々の内容を確認し、必要があれば見直す。 委託契約書の内容についても、個々の内容を確認し、必要があれば見直す。</p> <p>公募による指定管理及び一般競争入札による委託については、委託の積算上、派遣職員の人件費として充てられることが前提となっていないため、これまでどおりとする。</p>																

高裁判決と地裁判決の比較

争点	高裁判決	地裁判決
派遣の適法性	派遣自体は適法	派遣自体は適法
派遣法と地自法232条の2との関係	派遣法が派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた同法が無意義に帰するため、許されない。	派遣法が派遣職員人件費に充てる補助金支出を禁止する明文規定を置いておらず、地自法232条の2の公益上の必要性は別途検討されるべきもの。派遣法と必ずしも抵触するものではない。
補助金の公益上の必要性	派遣法6条1項の禁止に抵触し、補助金での給与支給は違法。	地自法232条の2の要件（公益上の必要性）を満たす限り、人件費を援助するための補助金支出は許され、当該人件費が固有職員に係るものか派遣職員に係るものか特定できない場合は違法とまではいえない。 （医療振興財団分を違法としなかった。）
本件補助金支出の違法性	派遣法6条2項の給与支給業務と文言上一致※していない上、その支給原資の全てないし大部分が本件支出であり、神戸市が給与を支給したものと評価され、派遣法6条1項に抵触し、違法。	法人及び事業内容の性質のみから公益上の必要性を判断することは、公益上の必要性の実質的判断を半ば放棄しているといえ、地方公共団体からの給与支給そのものと同視できるような補助金の支出は、違法
本件交付決定等について	本件支出の交付決定等の時点で派遣職員の人件費相当額に充てられることが当然に予定されており、派遣法6条1項に違反する財務会計上の行為として、違法。	各交付決定等の時点において、補助金の全部又は一部が派遣職員人件費として支出されることが予定されていたといえる場合に限り、違法。
市長の過失	交付決定等について神戸市の職員に専決させていたとしても、市長は指揮監督上の義務に反し、少なくとも過失がある。 （各年5分の法定利息を支払う義務を負う。）	交付決定等について神戸市の職員に専決させていたとしても、市長は指揮監督上の義務に反し、少なくとも過失がある。 （各年5分の法定利息を支払う義務を負う。）
各団体の不当利得	補助金は違法であることから、その受領は不当利得に該当するが、派遣協定に基づいて団体が給与を支給したということに鑑みれば悪意であったとまでは認められない。 （各年5分の法定利息を支払う義務を負わない。）	補助金は違法であることから、その受領は不当利得に該当し、違法な給与支給であることについても団体は悪意であった。 （各年5分の法定利息を支払う義務を負う。）